

令和2年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和2年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月6日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 干場 芳子

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
契約管財課 R2. 7. 22監査 R2. 8. 31報告	<p>【前渡資金の精算事務について】 運転記録証明書交付手数料の支払において、前渡された資金に不足が生じ、差額を私費で支払っている。公費で支払うべきものを私費で支払うことは認められていないことから、今後は地方自治法及び江別市会計規則を遵守し、前渡資金に不足が生じないよう適正な資金管理に努められたい。</p> <p>【契約事務について】 ふるさと納税ワンストップ特例申請対応の書面発行等にかかる業務委託の契約事務において、決裁を受けた契約案とは異なる内容の書面をもって契約を締結している。係る事務処理については適切な決裁を受けた上での行為とは解しがたく不適切であることから、今後は江別市文書運行管理規程を遵守し、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>【措置済み】 資金前渡の会計処理を行う全ての業務を精査し、運転記録証明書交付手数料の支払については、請求書での対応が可能であることを確認したことから、次回の支払いから資金前渡での会計処理を行わないこととしました。 また、地方自治法、江別市会計規則及び経理事務マニュアルの資金前渡に係る箇所を課内で回覧し、適正な資金管理について改めて確認するとともに、会計処理のチェック体制を見直すことで適切な事務処理の継続を図ります。</p> <p>【措置済み】 所属長から係内職員に他自治体の適切な事務処理事例を教示したうえで、文書事務研修等を実施し、適切な事務処理について改めて確認しました。</p>
納税課 参事(特別滞納整理担当) R2. 7. 9監査 R2. 8. 21報告	<p>【契約事務について】 市税電話催告等委託等の契約事務において、部長が決裁を行うべきところ室長決裁で事務処理を終え契約を締結しているほか、契約締結に係る決裁が完了する前に契約を締結するなど、不適切な事務処理が</p>	<p>【措置済み】 契約事務について、本件指導事項を課内において共有し、事務執行に当たっては、伝票起票時に専決区分について十分に確認を行うよう意思統一を図りました。今後は江別市事務専決規程等を遵守し、適正な事務処理の執行に努めます。</p>

	散見されることから、今後は江別市事務専決規程を遵守する等により適切な事務処理に努められたい。	
健康福祉部 管理課 R2. 7. 16監査 R2. 8. 3報告	【行政財産使用許可事務について】 行政財産（江別市ふれあいワークセンター）の使用許可事務において、江別市行政財産使用料条例に加算料金として徴収することが可能とされている費用とは異なる費用を行政財産使用料に含めて徴収していることから、今後は当該条例を遵守し、適切な科目によって行うよう努められたい。	【措置済み】 本件指導事項を課内で共有し、今後の行政財産使用許可にあたっては、規定されている加算料金を徴収し、江別市行政財産使用料条例を遵守した適正な事務の執行に努めます。
介護保険課 参事(企画・指導担当) 参事(地域支援事業担当) R2. 6. 4監査 R2. 7. 31報告	【行政財産使用許可事務について】 行政財産（江別市いきいきセンターさわまち等）の使用許可事務において、年度当初に許可し、使用料納付済みの自動販売機設置許可における加算料金の積算に誤りがあり、追加納付を求める書類を作成した際、部長が専決するところ課長専決としたほか、文書を令和2年度の日付で作成していることから、今後は江別市事務専決規程を遵守し、専決区分を確認するとともに、正しい年度区分で書類を作成し、適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 江別市事務専決規程を課内で回覧したほか、正しい年度区分により書類を作成することを含め、適正な事務処理について改めて確認しました。 今後は不適切な事務処理が生じないように、適正な執行に努めます。
プレミアム付商品券事業事務室参事(プレミアム付商品券事業担当) R2. 7. 16監査 R2. 8. 5報告	【調定事務について】 プレミアム付商品券事業交付金について、交付決定通知に基づいて調定すべきところ収入時に行われていることから、今後は江別市会計規則を遵守し、債権が確定したとき、直ちにこれを調定されたい。	【措置済み】 今回の指導事項を課内で共有し、改めて適正な事務処理について確認しました。今後は江別市会計規則を遵守し、調定の根拠となる事実が生じた際に直ちに調定を行い、適正な事務の執行に努めます。
道路管理課 R2. 5. 21監査 R2. 8. 5報告	【行政財産使用許可事務について】 継続利用されている電気通信線路設備（電話柱）の平成31年度分の使用許可申請書を受領した際に、平成30年度の申請がないことが判明したため、平成31年度分の使用料に含め請求を行っている。 このため、平成30年度については許可なしに使用させているほか、本来であれば平成30年度分の使用料は当該年度の歳入となること、令和元年度（平成31年度）の歳入としている。 行政財産は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、その使用には許可が必要であることから、	【措置済み】 行政財産の継続利用の事務処理については、法令を遵守した適正な事務処理を行うことを周知徹底したうえで、前年度の使用許可状況の確認を必ず行い、複数人で書類の点検を行うよう体制を改めました。 また、行政財産使用料の歳入についても、地方自治法を遵守し、一会計年度で適切な事務処理を行うよう課内で共有したほか、起案文書の必要事項の記載と決裁時の確認の徹底を図り、再発防止に努めます。

	<p>今後は、継続利用の行政財産については、申請漏れがないか確認するとともに、正しい年度における収納となるよう適切な事務処理に努められたい。</p>	
<p>治水課 R2. 5.21監査 R2. 7.17報告</p>	<p>【調定事務について】 排水機場維持管理委託金調定事務において、調定額の変更の際に不適切な事務処理が見受けられることから、今後は地方自治法施行令等を遵守し、適切な処理に努められたい。</p>	<p>【措置済み】 本件指導事項に関しては、課内において共有し、今後は各事務処理において地方自治法施行令等を遵守し必要な決裁処理を行う等、適正な事務の執行に努めるよう、改めて指導を徹底しました。</p>